

180
A36
令和 7 年 6 月 26 日

三重県知事 一見 勝之 様

医療法人の住所 三重県桑名市多度町柚井 1702番地
医療法人の名称 医療法人社団橘会
理 事 長 名 金子 和磨
電 話 0594 (48) 2171

決 算 届

令和6年 4月1日から令和7年 3 月 31 日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団橘会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 三重県桑名市多度町柚井 1702 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 昭和 50 年 12 月 25 日

- (4) 設立登記年月日 昭和 51 年 1 月 8 日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	金子 和磨	管理者
専務理事	今 直明	他病院事務長
理事	高橋 八寿代	他病院看護部長
同	谷 朱美	他病院事務長
同	岩崎 良子	他病院地域連携部長
同	瀬戸 裕一	他病院経営企画室次長
監事	山田 竜嗣	他病院事務長
同	草間 佐知子	他病院事務長

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	医療法人社団橘会 多度あやめ病院	2410105627	三重県桑名市多度町柚井 1702 番地	精神病床 222 床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
グループホームあやめ	三重県桑名市多度町柚井 1672 番地	
訪問看護ステーションあやめ	三重県桑名市多度町柚井 1672 番地	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
ありません		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

2024 年 5 月 29 日	令和 5 年度事業報告及び事業報告書等の承認を求める件
〃	議事録者署名人選出の件
2025 年 3 月 21 日	令和 7 年度の事業計画及び収支予算の承認に関する件
〃	令和 7 年度役員報酬決定の件
〃	定款変更の件

- 注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

ありません

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

ありません

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

ありません

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

2024年11月1日 児童思春期病棟を提出し受理される

2025年3月31日 三重県飲酒運転0をめざす条例第9条第5項の規定による

医療機関の指定の取下げ

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人社団 橘会

※医療法人整理番号 A36

所在地 三重県桑名市多度町柚井1702番地

財 産 目 録
(7 年 3 月 31 日 現在)

1. 資 産 額	1,510,388 千円
2. 負 債 額	776,108 千円
3. 純 資 産 額	734,280 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	603,357
B 固 定 資 産	907,031
C 資 産 合 計 (A+B)	1,510,388
D 負 債 合 計	776,108
E 純 資 産 (C-D)	734,280

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団橘会

※医療法人整理番号 436

所在地 三重県桑名市多度町柚井1702番地

貸 借 対 照 表
(7 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	603,357	I 流 動 負 債	29,115
現金及び預金	416,150	支払手形	
事業未収金	174,524	買掛金	2,595
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	4,567	未払金	9,084
前渡金		未払費用	5,183
前払費用	3,830	未払法人税等	72
繰延税金資産		未払消費税等	728
その他の流動資産	4,286	繰延税金負債	
II 固 定 資 産	907,031	前受金	
1 有形固定資産	871,280	預り金	11,453
建物	535,271	前受収益	
構築物	4,065	その他の流動負債	
医療用器械備品	3,193		
その他の器械備品	13,278	II 固 定 負 債	746,993
車両及び船舶	1,194	医療機関債	
土地	131,927	長期借入金	628,790
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	182,352	引当金	46,640
2 無形固定資産	3,443	その他の固定負債	71,563
借地権	475	負債合計	776,108
ソフトウェア	2,227	純資産の部	
その他の無形固定資産	741	科 目	金 額
3 その他の資産	32,308	I 基 金	8,178
有価証券	4,000	II 積 立 金	726,102
長期貸付金	5,500	代替基金	
保有医療機関債		別途積立金	1,350,000
その他長期貸付金		繰越利益積立金	△ 623,898
役職員等長期貸付金		III 評価・換算差額等	0
長期前払費用		その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	22,808	純資産合計	734,280
資産合計	1,510,388	負債・純資産合計	1,510,388

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人社団 橘会

※医療法人整理番号 A36

所在地 桑名市多度町柚井1702番地

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	985,828
2 事業費用	1,048,410
(1)事業費	
(2)本部費	
本来業務事業利益	△ 62,582
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	106,450
2 事業費用	72,540
附帯業務事業利益	33,910
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
収益業務事業利益	
事業利益	△ 28,672
II 事業外収益	
受取利息	230
その他の事業外収益	32,928
III 事業外費用	
支払利息	3,422
その他の事業外費用	47,808
経常利益	△ 46,744
IV 特別利益	
固定資産売却益	
その他の特別利益	
V 特別損失	
固定資産売却損	
その他の特別損失	
税引前当期純利益	△ 46,744
法人税・住民税及び事業税	107
法人税等調整額	
当期純利益	△ 46,851

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団橋会

理事長 金子 和磨 殿

私たち（注1）は、医療法人社団橋会の令和6会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年5月21日

医療法人社団橋会

監事 草間 佐知

監事 山田 竜嗣

草間 佐知
山田 竜嗣

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。